

## 滋賀県私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、心身に障害を有する幼児（以下「障害幼児」という。）の就園を促進するため、障害幼児が在園している幼稚園および幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「障害幼児」とは満3歳から就学の始期に達するまでの幼児（幼保連携型認定こども園にあつては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する子どもに限る。）で、次の各号の一に該当し教育上特別の配慮を必要とする者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている幼児
- (2) 滋賀県療育手帳制度要綱（昭和48年12月1日施行）による療育手帳の交付を受けている幼児
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給の対象となる幼児（所得制限のため当該扶養手当の支給が停止されている場合を含む。）
- (4) 医療機関、児童相談所、保健所または市町村等が設置する専門機関において、障害を有すると判断された幼児

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする学校法人は、当該年度の10月1日現在、障害幼児が在園している幼稚園および幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置している学校法人とする。ただし、障害幼児が1人のみで在園している幼稚園等については、当該幼稚園等における幼児の在籍園児数が80人未満の幼稚園等を補助対象とする。

2 補助の対象とする経費は、当該幼稚園等における障害幼児の教育に直接必要な経費で、次の各号に掲げる経費とする。ただし、滋賀県私立学校振興補助金に係る経費は除く。

- (1) 人件費
- (2) 教育研究経費

(補助金の金額)

第4条 補助金は、前条第2項に規定する経費に対し、当該年度の10月1日現在、滋賀県内に設置されている幼稚園等に在園する障害幼児の人数に知事が別に定める額を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 学校法人は、滋賀県私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第2号）

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、医療機関、児童相談所、保健所または市町村等が設置する専門機関の診断書、判定書または意見書の写し

(3) 収支予算書（別記様式第3号）

2 学校法人は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し適当であると認めるときは、補助金を交付することを決定し、その旨を学校法人に通知する。

（変更の承認の申請）

第7条 学校法人は、補助金の交付の決定後において、当該補助事業の内容を変更しようとするときは、滋賀県私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金変更承認申請書（別記様式第4号）に第5条各号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、規則第15条の規定により概算払で交付することができる。学校法人は概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 学校法人は、当該補助事業が完了したときは、滋賀県私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金実績報告書（別記様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業完了調書（別記様式第7号）

(2) 収支決算書（別記様式第8号）

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした学校法人は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の決定）

第10条 知事は、実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査および必要に応じて行う調査の結果適当であると認めるときは補助金の額を確定し、学校法人に通知する。

（標準事務処理期間）

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して40日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に  
変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起  
算して30日以内に行うものとする。

(関係資料の整備)

第12条 学校法人は、補助金に係る収支の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整  
備しておかなければならない。

(報告等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、学校法人に対し報告を求め当該補助事業に  
関し必要な指示をし、または関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させることができ  
る。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 学校法人は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入  
れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やか  
に消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。  
なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税  
等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消等)

第15条 知事は、学校法人が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部  
または一部を取り消すことができる。

(1) この要綱またはこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がな  
くなったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消  
に係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ず  
るものとする。

(学校法人の責務)

第16条 学校法人は、本事業を実施することにより知り得た個人情報の保護の重要性を認  
識し、個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必  
要な措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第17条 学校法人は、第5条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく変更承認申  
請、第8条の規定に基づく補助金の交付、第9条に基づく実績報告および第14条に基  
づく消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還については、滋賀県インターネ  
ット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項  
に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は昭和60年2月25日から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は平成11年12月14日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は平成19年11月9日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は平成20年12月19日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は平成21年9月18日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は平成27年10月9日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は平成28年6月21日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は令和2年12月21日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は令和3年9月22日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は令和4年7月4日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は令和6年6月18日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。